

# 川口市民大学単位認定

- 川口市民大学受講票は、市民大学講座開催時、ご希望の方お一人につき1枚お渡しします。受講票の有効期限は特にありません。
- 川口市民大学では、独自の単位制度を設けています。  
5単位：学士 → 10単位：修士 → 15単位：博士  
※単位の認定や修了証書の発行は、公的なものではなく、川口市民大学制度内のものです。
- 川口市民大学の単位は、各講座において4分の3以上の出席をもって認定します。  
(例：全4回中3回以上出席、全5回中4回以上出席)
- 単位の認定数は、1講座につき1単位です。
- 川口市民大学の「学士」・「修士」・「博士」の各課程を修了された方は、教育委員会生涯学習課、もしくは公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの窓口にて、川口市民大学受講票をご提示ください。後日、修了証書をお渡しします。
- 単位認定をご希望の方は、出席の際にご自身の受講票を必ずご持参ください。単位数の合算はできません。
- オンライン講座の場合は、受講修了後にアンケートに回答していただき、アンケート回答画面をプリントアウトしたもの（もしくはスクリーンショット等の画面）を教育委員会生涯学習課、もしくは公民館・中央ふれあい館・生涯学習プラザの窓口にお示しいただくことにより単位認定いたします。  
※主催公民館以外でも単位認定が可能です。  
※アンケートは講座ごとに異なります。市民大学ホームページをご参照ください。

## 川口市民大学受講票（見本）

1	2	3	4	5
				学士
6	7	8	9	10
				修士
11	12	13	14	15
				博士

※1講座につき、単位の認定は、原則1単位といたします。  
(各講座の4分の3以上の出席)